

諮問に至る経緯

諮問に至る経緯

○ 平成19年 5月 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)が成立

(投票権)

第3条 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

(法制上の措置)

附則第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18年以上」とあるのは、「満20年以上」とする。

○ 平成21年10月 法制審議会において、民法の成年年齢の引下げに関する諮問第84号に対する答申

- ・ 民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である。

○ 平成26年 6月 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第75号)が成立

- ・ 本法により、制定附則第3条は削除され、国民投票の投票権を有する者の年齢は、平成30年6月20日までは満20年以上、同月21日以降は満18年以上とされた。

(法制上の措置)

附則第3項 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、民法(明治29年法律第89号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○ 平成27年 6月 公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)が成立

- ・ 衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する者の年齢を満20年以上から満18年以上に引き下げる。

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(選挙権)

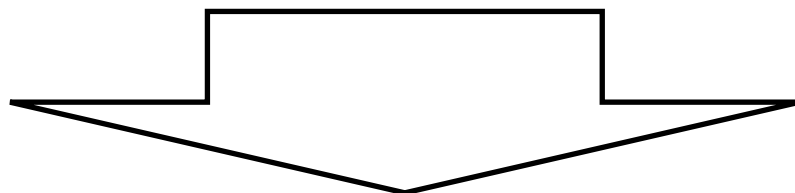
第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

(法制上の措置)

附則第11条 国は、国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第1条に規定する国民投票をいう。)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法(明治29年法律第89号)、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○ 平成27年11月～平成28年12月 「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」

- ・ 法務省刑事局、矯正局及び保護局による検討。
- ・ 基礎的知見の収集のため、ヒアリング、意見募集、資料調査等を実施。
- ・ 平成28年12月 取りまとめ報告書を公表。



平成29年2月9日 法制審議会へ諮問